

「ありがとう」の気持ちを形にしました

無配当 災害死亡割増型1年定期保険

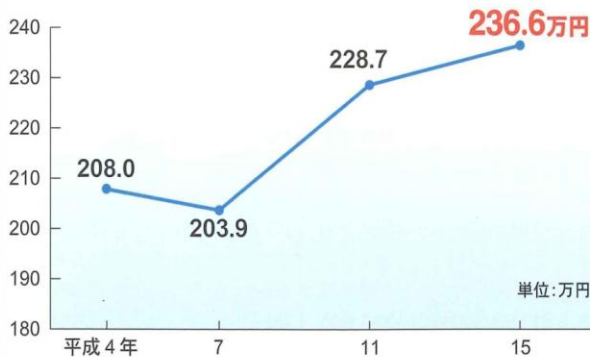
(保険料建)

Simple is Best...
Simple is Beautiful

メモリード・ライフがお届けする、
死後の整理資金、葬儀費用の準備のための保険です

葬儀費用の推移(葬儀費用の合計額、全国平均)

葬儀費用は、平成7年調査より右肩上がり増加しています。



(財)日本消費者協会「第7回葬儀についてのアンケート調査」(平成15年)

葬儀費用の内訳



注 ①項目ごとの有効回答からそれぞれ平均費用を算出しています。
よって各項目の合計と葬儀費用合計は一致しません。

②葬儀一式費用:病院からの搬送、安置、飾りつけ、会場祭壇設営、
会葬礼状、霊柩車、ハイヤー、火葬費用、斎場使用料。
寺院の費用:お経、戒名、お布施など。



メモリード・ライフ

登録番号:関東財務局長(少額短期保険)第18号

小さなご負担で 必要な保障が一生確保できる 定期保険です

更新最長99歳まで

1 更新により一生(更新最長99歳まで)の保障の継続が可能です。
 ●ご契約者から保険期間満了日の2週間前までに継続しない旨のお申し出がない限り更新されます。
 ●ご契約可能年齢は20～89歳までです。

2 保険期間中の死亡に対して死亡保険金をお支払いいたします。
 ●死亡原因が、不慮の事故の場合は、K1プランは死亡保険金の2倍、K2プランは3倍をお支払いいたします。
 ●ただし、契約日からその日を含めて180日以内の死亡の場合は、次のとおりとなります。
 ・不慮の事故を直接の原因として死亡したときは、死亡保険金をお支払いいたします。
 ・不慮の事故を直接の原因とせず死亡したときは、既払込保険料相当額を死亡保険金としてお支払いいたします。

3 保険料は高年齢でも一定です。
 ●死亡保険金額は更新毎に通減いたしますが、保険料は一定です。
 ●保険料は1,000円単位(3,000円以上)となります。

災害(不慮の事故)で死亡された場合は、K1プランは下記の死亡保険金額の2倍、K2プランは3倍をお支払いいたします。
 保険料に4,000円、5,000円等のコースもご用意しておりますので、取扱者にお問い合わせください。

◆無配当 災害死亡割増型1年定期保険(保険料建)の死亡保険金例

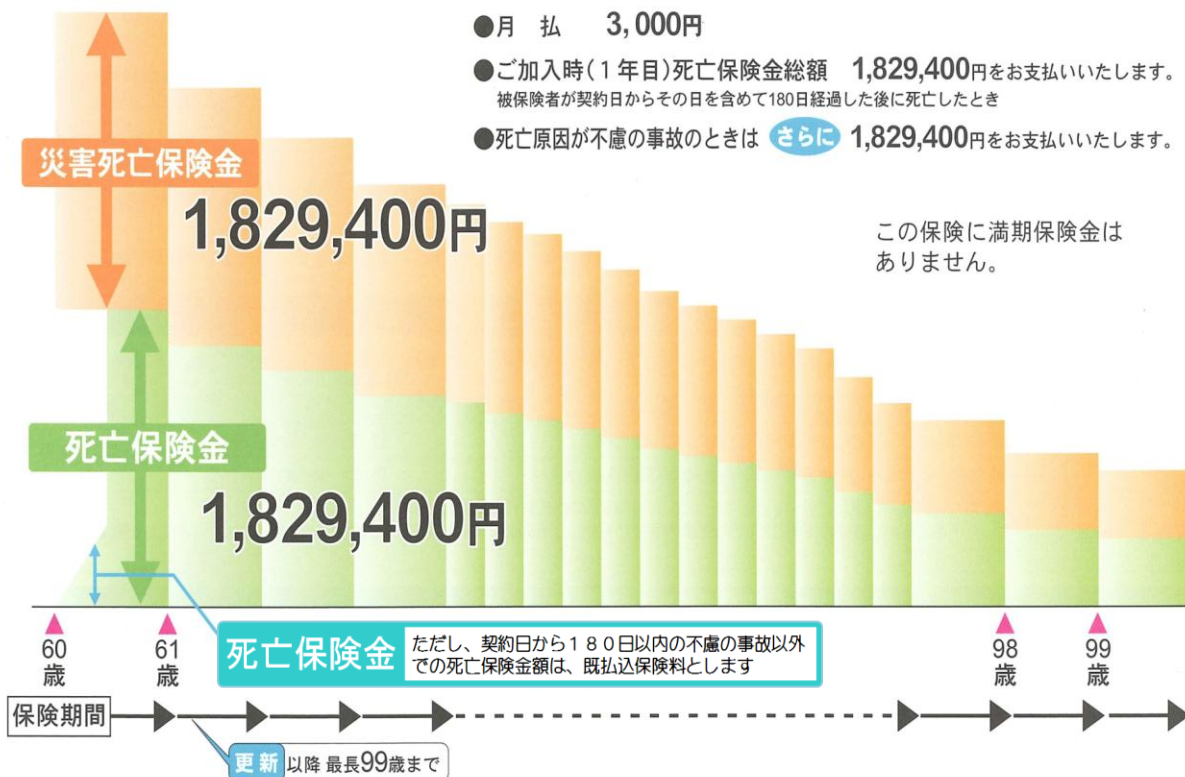
K1プラン

男性 保険料 3,000 円に対する保険金額 (単位:円)					女性 保険料 3,000 円に対する保険金額 (単位:円)				
年齢	年払	半年払	三ヵ月払	月払	年齢	年払	半年払	三ヵ月払	月払
60	162,300	321,300	633,000	1,829,400	60	356,700	705,900	1,389,000	保険金範囲外
61	153,600	303,900	598,800	1,734,000	61	337,500	668,100	1,315,800	保険金範囲外
62	143,700	284,700	560,700	1,621,500	62	318,900	631,500	1,244,700	保険金範囲外
63	133,800	264,900	521,700	1,515,300	63	299,700	592,800	1,167,300	保険金範囲外
64	124,200	245,700	483,900	1,401,900	64	279,900	554,400	1,090,800	保険金範囲外
65	114,600	226,800	446,400	1,293,000	65	261,000	516,300	1,017,000	2,941,200
66	105,300	208,200	410,400	1,190,400	66	242,700	480,900	946,500	2,752,200
67	96,900	191,700	377,700	1,095,000	67	227,100	449,700	885,000	2,564,100
68	88,800	175,800	346,500	1,003,200	68	210,300	416,700	819,600	2,381,100
69	81,600	161,700	318,900	923,100	69	195,600	387,600	763,500	2,205,900
70	75,900	150,000	295,500	857,100	70	181,800	359,700	709,200	2,054,700
75	51,000	100,800	198,600	574,800	75	113,100	224,100	441,300	1,276,500
80	32,100	63,900	125,700	364,500	80	66,300	131,100	258,300	748,200

※新規にお申込み時、保険料3,000円未満または、保険金額30万円未満(または300万円を超える)の場合はお取扱い出来ませんのでご注意ください。

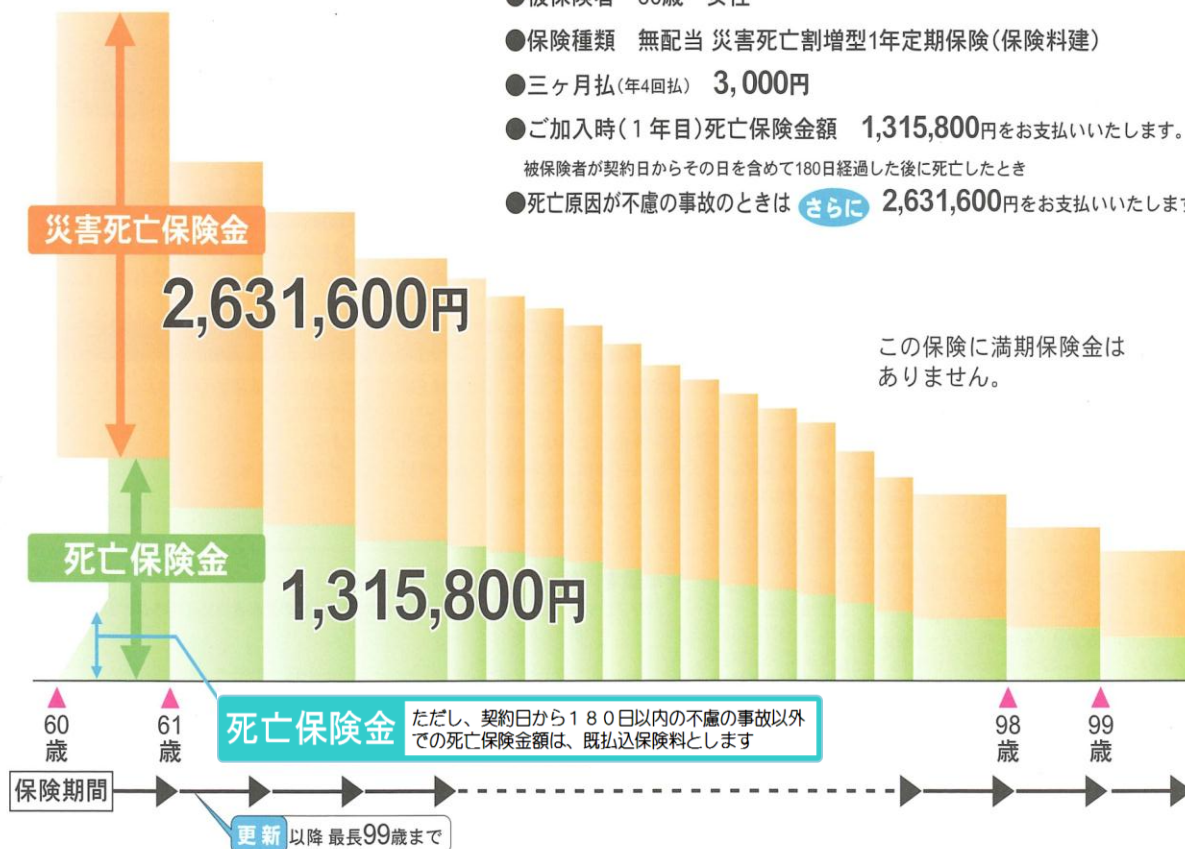
K1プラン 病気等による死亡保障に最適なプランです。

- 被保険者 60歳 男性
- 保険種類 無配当 災害死亡割増型1年定期保険(保険料建)
- 月払 3,000円
- ご加入時(1年目)死亡保険金総額 1,829,400円をお支払いいたします。
被保険者が契約日からその日を含めて180日経過した後に死亡したとき
- 死亡原因が不慮の事故のときは さらに 1,829,400円をお支払いいたします。



K2プラン 災害死亡を重視したプランです。

- 被保険者 60歳 女性
- 保険種類 無配当 災害死亡割増型1年定期保険(保険料建)
- 三ヶ月払(年4回払) 3,000円
- ご加入時(1年目)死亡保険金額 1,315,800円をお支払いいたします。
被保険者が契約日からその日を含めて180日経過した後に死亡したとき
- 死亡原因が不慮の事故のときは さらに 2,631,600円をお支払いいたします。



お申込み時の取扱い範囲

- 被保険者年齢：満20歳～満89歳
- 死亡保険金額：K1プラン 30万円～300万円
：K2プラン 30万円～150万円
- 保険料：3,000円以上

責任開始期について(責任開始期とは、申込まれたご契約の保障が開始される時期をいいます)

少額短期保険契約(以下「保険契約」といいます。)は、保険契約者からのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。承諾をした場合、保障は以下の時から開始されます。

(なお、保障は承諾前より開始されますが、当社が保険契約者からのお申込みに対し、承諾をしなかった場合は保障はされません。)

- 「責任開始期に関する特約」が付加された場合は、会社が保険契約申込書を受け取ったとき、または被保険者の告知のときのいずれか遅い方から保険契約上の保障が開始されます。
- 上記特約が付加されない場合は、第1回保険料相当額のお払込があったとき(告知後にお払込があったとき)から保険契約上の保障が開始されます。

保険契約のお支払事由について

この保険で支払われる保険金は以下のとおりです。保険金をお支払いできない場合もあります。「約款」を必ずご覧ください

保険金の種類	支払事由	支払額	受取人
死亡保険金	被保険者が契約日から180日以内の不慮の事故以外で死亡したとき	既払込保険料	死亡保険金受取人
	被保険者が契約日からその日を含め180日経過した後に死亡したとき	死亡保険金額	
災害死亡保険金	被保険者が、責任開始期(復活の取扱いが行われた後は、最後の復活の際の責任開始期)以後に発生した不慮の事故を直接の原因とし、その不慮の事故が発生したその時を含め180日以内に死亡したとき	災害死亡保険金額	死亡保険金受取人

保険契約の更新について

- ご契約者から保険期間満了日の2週間前までに、ご契約を継続しない旨のお申し出がないときは、この保険は保険期間満了日の翌日に更新されます。
- 更新後の保険期間は、更新前の保険期間と同様に1年となります。
- 更新後の保険料は、一定ですが、保険金額は被保険者の年齢によって計算します。したがって、更新後の保険金額は更新前と異なります。
- 更新後のご契約には更新時の普通保険約款、特約条項および保険料率が適用されます。
- 更新後の保険金額等については、当社より事前にご案内いたします。
- 次の場合には更新のお取扱いはいいたしません。
更新後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が99歳を越える時
- 上記にかかわらず、会社は事後検証の結果、この保険の計算の基礎率と実際が乖離したときは更新する保険契約の保険料等の見直しを行うことがあります。また、会社がこの保険契約の締結を扱っていないとき、またはこの保険が不採算であったときは、この保険契約は更新されません。

配当金・解約返戻金について

配当金：この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

解約返戻金：年払、半年払、三ヶ月払契約については経過期間により解約返戻金をお支払いすることがあります。

ご契約の際には「ご契約内容(契約概要)」「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)、ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

主な記載事項は、保険の特徴と仕組み、お申込の撤回(クーリング・オフ)、告知義務について、保障の開始期などです。お申込の前に必ずお読みいただき、内容をご確認ご了解のうえ、大切に保管してください。

少額短期保険募集人について

少額短期保険の募集は、保険業法に基づき登録された少額短期保険募集人のみが行なうことが出来ます。少額短期保険募集人は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行なうもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込に対して当社が承諾したときに有効に成立します。

少額短期保険業について

- 当社が経営破綻に陥った場合に保険契約者保護機構による資金援助はありません。また、同機構からの補償対象契約には該当しません。
- 少額短期保険業者の引受ける保険契約の保険期間は損害保険については2年以内、生命保険については1年以内です。
- 当社が一人の被保険者について引受ける死亡保険金および災害死亡保険金の上限はそれぞれ300万円となります。
- 少額短期保険業者が一名の保険契約者について引受けるすべての保険の被保険者の総数は100名を超えることはありません。
- 少額短期保険業者の保険契約は生命保険料控除・損害保険料控除の対象とはなりません。

株式会社  MEMOLEADLIFE

登録番号：関東財務局長(少額短期保険)第18号
本社 〒112-0002 東京都文京区小石川1-2-4 東洋ビル7F
ホームページ <http://www.memoleadlife.co.jp>
Tel:03-6805-2211 fax:03-6805-2210

取扱者/代理店(少額短期保険募集人)

パンフレットのご請求、商品内容の問い合わせは下記の担当者までご連絡ください。